

## 狛江市福祉基本条例の改正(案)に対する パブリックコメント及び市民説明会の実施結果

### (1)パブリックコメントの募集方法

- ①広報こまえ(令和元年 10 月1日号)への掲載
- ②狛江市ホームページへの掲載
- ③地域福祉課窓口での閲覧

### (2)パブリックコメント提出方法

- ①地域福祉課への書面による提出
- ②郵便による送付
- ③ファクシミリによる送信
- ④電子メール、狛江市ホームページ専用フォームによる送信

### (3)パブリックコメント実施期間

令和元年 10 月1日(火)午前8時 30 分から 10 月 31 日(木)午後5時 15 分まで

### (4)パブリックコメントを提出できる者の範囲

狛江市内に在住、在学又は在勤する方

### (5)パブリックコメント提出数

提出者数 2人  
意見等件数 3件

### (6)市民説明会の開催結果

日時	場所	参加者
令和元年 10 月4日(金) 午後7時から	防災センター4階 402 会議 室	3人
令和元年 10 月5日(土) 午後2時から	市役所4階特別会議室	0人

### (7)市民説明会質問数

質問者数 2人  
質問件数 4件

番号	内容	回答
1	<p>【電子メール】</p> <p>公共的建築物等への配慮の中で論じられている諸設備の設置に関する文面以外に、設置された諸設備の経年劣化対策等の将来的な施設・設備の維持管理に注視した内容も含まれるとよいと感じた。</p>	<p>今回の条例改正(案)は、地域共生社会の実現に向けた取組を推進するため、社会福祉法が一部改正され、その法改正の趣旨を踏まえたものになります。公共的建築物等への配慮の章につきましては今後見直しを行う際、頂いた御意見も参考にして検討してまいります。</p>
2	<p>【アンケート】</p> <p>社会福祉法の一部改正によって、「豊かな福祉社会」の実現を目指していた狛江市が、豊かな福祉社会を目指すことをやめてしまって、「地域共生社会」の実現へと目標を変え、公の責任を手離してしまうことに大きな不安と悲しみを感じます。</p>	<p>「地域共生社会」とは「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、福祉サービスを必要とする地域住民も含め地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる社会のことをいいます。この「共生」という概念は、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第1条の2においても使用されている概念であり、社会福祉法の一部改正により、新たに生み出された概念ではないとともに、公の責任を手離すことを意味する概念ではありません。</p> <p>また、少子高齢化の一層の進行や家族形態の変化等により、地域コミュニティを取り巻く環境が大きく変化し、新たな福祉課題が顕在化してきている状況の中では、「地域共生社会」の実現を目指すことが「豊かな福祉社会」の実現につながるものと考えておりますので、必ずしもこの条例改正によって「豊かな福祉社会」を目指すことをやめてしまうとは考えておりません。</p>
3	<p>【アンケート】</p> <p>支え合いの基盤が弱まってきていることを認識すれば改正は必要なことだと思う。包括的という言葉は難しいが、市民が受けることのできる社会資源を知っている必要が今後あると思う。</p>	<p>今後も狛江市ホームページ等を通じて、様々な社会資源の周知に努めてまいります。</p>

令和元年10月4日(金)市民説明会での質問及び回答

番号	内容	回答
1	市民説明会とパブリックコメントを行った上で、審議会で一度審議してから、市議定例会に提出されるのか。	既に市民福祉推進委員会から答申をいただいています。次は市民説明会やパブリックコメントでいただいた御意見を改正(案)に反映するかどうかを庁議にて審議いたします。
2	福祉総合計画の中に地域福祉計画があるのでしょうか。関連性をお教えてください。	<p>地域福祉計画、高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画、狛江市障がい者計画・第5期障がい者福祉計画・第1期障がい児福祉計画、子ども・子育て支援事業計画、健康増進計画の5計画をまとめて福祉総合計画といいます。</p> <p>現状、地域福祉計画、高齢者保健福祉計画、障がい者計画は1つの冊子にまとまっています。</p> <p>子ども・子育て支援事業計画と健康増進計画については、計画期間と計画策定を審議する審議会が別のため、別の冊子となっておりますが、あいとぴあレインボープランとして位置付けております。</p>
3	市民福祉推進委員会は定例的に開催されているものなのでしょうか。	<p>継続して毎年開催しており、通常年4回実施しております。地域福祉計画の進捗管理や進捗管理報告書の内容についての審議、そして新たな国の動き等を踏まえて、福祉に関する課題が出てきた場合は諮問を行う場ともなっています。公募市民委員、学識経験者、福祉事業者、保健医療関係者、民生委員・児童委員協議会代表者、市職員等が委員となっております。</p> <p>なお、市民福祉推進委員会では3つの小委員会を設置しており、それぞれの小委員会で審議したことは、その後市民福祉推進委員会で審議・報告等をしております。</p>
4	地域包括支援センターとして、高齢者からの相談だけでなく、子育て家庭や障がい者からの相談も受けるようなことは考えていないのでしょうか。	地域包括支援センターで子育て家庭や障がい者からの相談も受けるのは一つの形だとは思いますが、現状ではそれぞれの分野の相談機関等と連携して相談支援を行う体制を構築しようと考えているところです。

